

居住支援メルマガにご登録いただいているみなさま
(B C C でお送りしています)

居住支援メルマガ (第 4 7 号) をお送りします。

このメルマガ (メールマガジン) では、各地で活躍する居住支援協議会や居住支援法人における情報の共有や、ネットワーク形成を促進することで、居住支援に関する取組の一層の活性化を目指します。

国からの研修会・予算制度のご案内や、各自治体・団体等からのお知らせ・活動状況等といった幅広い情報を配信してまいります。

——— 令和 6 年 6 月 4 日 配信 ———

国土交通省住宅局安心居住推進課
居住支援メルマガ【第47号】

—————
【 目 次 】

■ 居住支援お役立ち情報 (1 件) ■

(1) 令和 6 年度「居住支援法人設立・運営支援アドバイス事業」の募集を開始しました

◎ 令和 6 年度居住支援法人設立・運営支援アドバイス事業のご案内

住宅確保要配慮者への入居相談や生活支援等の担い手として住宅セーフティネット法に位置づけられている居住支援法人については、不動産、福祉、土業関係など様々な法人がその指定を取得しています (令和 6 年 3 月末時点で 851 法人)。特に今年度は住宅セーフティネット制度関連法が改正され、居住支援法人としての役割が明確化されていきます。

法改正後の施行・運用も見据え、住宅確保要配慮者の健

康状態等に合わせて必要とされる入居後の生活支援サポートのあり方や、地域の関連諸団体との連携の整備など、居住支援法人の事業活動を推進するための課題があります。

このような状況を踏まえ、全国居住支援法人協議会では関連省庁と自治体等に協力を求めながら、居住支援法人の立ち上げや居住支援事業の運営、地域連携等に対するアドバイザーを派遣する事業を今年度も実施します。

下記内容をご確認のうえ、是非ご活用をご検討ください。

【募集期間】令和6年6月3日（月）～7月1日（月）

10時必着

【提出書類】応募用紙（指定フォーマット）

申請団体の事業概要（様式は任意）

▼アドバイス事業の内容詳細、お申込み方法等は下記URLよりご確認ください。

<https://x.qd/UxZ0V>（短縮URL）

▼全国居住支援法人協議会ホームページ

<https://www.zenkyokyou.jp/>

【お問合せ】（一社）全国居住支援法人協議会 事務局

TEL. 03-6273-8660（平日9:00～17:00）

E-mail：info@zenkyokyou.jp

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

◆このメールマガジンでは、今後各居住支援協議会・居住支援法人のみなさまの活動についても配信してまいりたいと考えておりますので、掲載してほしい内容など

ございましたら下記アドレスまでご連絡ください。

hqt-housing-support@ki.mlit.go.jp

◆メールマガジンに関するご意見・ご要望、新規登録受付や配信停止はご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。

また、配信先を変更する場合は、新しいメールアドレスをご明記の上ご連絡下さい。

hqt-housing-support@ki.mlit.go.jp

※必ず上記アドレスからのメールを受け取れるアドレスをご登録ください。

◆過去に配信した居住支援メールマガジンは下記ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

◇関連リンク

★住宅セーフティネット制度について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

★住宅確保要配慮者居住支援協議会について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

発行：国土交通省住宅局安心居住推進課

〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3中央合同庁舎3号館2階

TEL：03-5253-8111（代表）

Email：hqt-housing-support@ki.mlit.go.jp
